

Q₂

信用状の中には、いろいろな機能をもつ信用状があるようですが、主な信用状の種類とその役割を教えてください。

A₂

主な信用状について説明します。

1. 荷為替信用状とクリーン信用状

荷為替信用状 (Documentary Credit) とは、買取や支払に際して船積書類の添付が条件となっている貿易取引における一般的な信用状のことです。

それに対し、クリーン信用状 (Clean Credit) は、貿易取引以外に多く用いられるもので、現地の日系商社などが現地銀行から融資を受けるにあたって、本国の親会社の取引銀行に発行してもらうスタンバイ信用状 (Standby Credit) 等があります。

2. 取消不能信用状と取消可能信用状

取消不能信用状 (Irrevocable Credit) とは、開設された信用状が一旦受益者 (輸出者) に通知された以上、その信用状関係者である開設依頼人 (輸入者)、開設銀行、買取銀行、受益者の全部の同意がなければ取消または修正ができない信用状のことです。これに対し、取消可能信用状 (Revocable Credit) は開設銀行が原則としていつでもこれを取消または変更できるものをいいます。取消可能信用状は、特殊な取引を除いてほとんど使用されることはありません。

なお、2007年の信用状統一規則によれば、取消不能 (Irrevocable) の表示がない場合であっても取消不能信用状とみなされることになっています。

3. 無確認信用状と確認信用状

信用状取引において、無確認信用状 (Unconfirmed Credit) が利用されるケースが一般的です。

確認信用状 (Confirmed Credit) とは、信用状発行銀行以外の銀行が、発行銀行と同様に、信用状に基づく支払を保証している信用状のことで、通知銀行が確認銀行となるケースが多くなっています。信用度の高い銀行が「確認」を加えることにより、その信用状の信用度が増すこととなります。輸入者の依頼により発行銀行が、通知銀行に確認を依頼する場合も、また、輸出者が支払の一段の安全を図るため、通知銀行に確認を求める場合にも、いずれも支払保証料としての確認手数料が必要となります。

輸出入の契約の時点で、特に信用状の「確認」について協議されなかった場合は、無確認信用状 (Unconfirmed Credit) を発行するのが一般的です。

4. 譲渡可能信用状

通常の信用状は、表示されている受益者 (輸出者) 以外は受益者になり得ませんが、信用状上に譲渡可能 (Transferable) と表示されている場合には、受益者は第三者に、その信用状金額の全部または一部を譲渡することができます。この譲渡可能信用状 (Transferable Credit) は、契約の時点で、譲渡可能にする必要性を輸入者が認めた場合に、信用状発行銀行に対して、譲渡可能信用状の発行を依頼することによって発行されます。

実際の信用状の譲渡は、最初の受益者が譲渡銀行に、被譲渡人への譲渡の依頼をすることにより行われます。

5. 買取銀行指定信用状と買取銀行不指定信用状

買取銀行指定信用状 (Restricted Credit) と買取銀行不指定信用状 (Open Credit あるいは General Credit) は、いずれもよく見受けられる信用状です。

買取銀行指定信用状とは、信用状に記載された条件に基づく船積書類の買取を、特定の銀行に限定する信用状のことです。これは、輸入者の依頼で発行されるのではなく、主として発行銀行と通知銀行との間における資金回金の必要上から、信用状上に買取を特定銀行に限定する旨の文言を表示することによって、買取銀行が限定されるものです。

6. 回転信用状

輸出者と輸入者との間で同一種類の物品の取引を長時間継続的に行おうとする場合に、各船積もしくは各決済のそれぞれについて信用状を発行する手数を省き、また、場合によっては、信用状発行手数料等を節減するために発行される信用状を回転信用状 (Revolving Credit) といいます。信用状の最終有効期限までの間は、使用した信用状金額が復活して繰り返し使用できるようになっています。